

消防設備士講習希望申込書

(この申込書は、受講申請書ではありません)

(フリガナ)		生年 月日	昭和・平成	
申請者氏名			年	月
本籍(都道府県名)	電 話	自 宅		
		勤務先		
現住所(〒 —)				
勤務先名称				
勤務先(〒 —)				
所在地				
講習区分 [1. 特殊消防用設備等 2. 消火設備 3. 警報設備 4. 避難設備・消火器]				
受講に係る消防設備士資格				
類別	甲乙別	交 付 番 号	交 付 年 月 日	交 付 知 事
類			S・H 年 月 日	知事
類			S・H 年 月 日	知事
類			S・H 年 月 日	知事
上記講習区分の 前回受講年月日	S H	年 月 日	受講した 都道府県名	
摘 要				

(手続きについて)

1. この希望申込書を講習区分 [(特殊消防用設備等) (消火設備) (警報設備) (避難設備・消火器)] ごとに消防設備士免状 (表面・裏面) のコピーとともに下記あてに送付して下さい。(FAX可 Fax06-6941-6504)

送 付 先 一般財団法人 大阪府消防防災協会

〒540-0008 大阪府中央区大手前1-4-12 大阪天満橋ビル7階

Tel 06-6943-7654 **FAX 06-6941-6504**

2. 枠内全部を記入してください。

3. お寄せいただいた個人情報は、ご利用者様の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。

4. 講習申請書・案内(講習日時・場所等)は、後日決定次第 (5月末、9月末、12月末頃) 通知いたします。

講習についてのお問い合わせ先

〒540-0008 大阪府中央区大手前1-4-12 大阪天満橋ビル7階

一般財団法人 大阪府消防防災協会 Tel 06-6943-7654 **FAX 06-6941-6504**

*** FAXの送信前に今一度、番号をご確認ください。**

消防設備士講習実施案内

1. 講習の定義

消防法第17条の10による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習

2. 受講義務 (消防法施行規則第33条の17)

免状交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に受講し、以降講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講すること。

なお、指定の期間内に受講しないと、免状の返納を命ぜられることがあります。

3. 講習区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士(甲乙とも)
特殊消防用設備等	特類消防設備士
消火設備	第1類消防設備士及び第2類消防設備士並びに第3類消防設備士
警報設備	第4類消防設備士及び第7類消防設備士
避難設備・消火器	第5類消防設備士及び第6類消防設備士

4. 講習科目

ア. 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

イ. 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

ウ. 効果測定

5. 受講手数料

(1) 講習区分当たり 7,000円

【消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の受講手数料
(大阪府消防法関係事務手数料条例に基づく手数料)】

(この希望申込書を送付する時は不要です。)

(2) 申請書受付後は、いかなる理由があっても手数料、提出書類は一切お返ししません。

6. テキスト

講習日当日にお渡しします。

7. 科目免除

1の講習を受けた後、6ヶ月以内に他の区分の講習を受けようとする者は上記4.アの科目の受講が免除されます。

8. 個人情報について

申し込みされましたあなた様の個人情報は、今後の消防設備士講習の講習受講案内の目的に限って利用させていただきます。また個人情報の開示、訂正及び削除につきましては、下記宛ご連絡いただきますようお願い致します。

9. 問い合わせ先

〒540-0008

大阪府中央区大手前1-4-12 大阪天満橋ビル7階

一般財団法人 大阪府消防防災協会

TEL 06-6943-7654